

20210928保局第1号
環政評発第2109281号
令和3年9月28日

経済産業省産業保安グループ電力安全課長
環境省大臣官房環境影響評価課長
(公 印 省 略)

太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について

1. 背景

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）は、事業を行う事業者が当該事業の実施に当たり、あらかじめ当該事業の実施による環境影響について調査・予測・評価を行うとともに、その過程において、関係する行政機関及び地方自治体、住民の意見を聴取し、当該事業に係る環境の保全のための措置等を事業内容に反映させることにより、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的としている。

アセス法上、「事業」とは、同法第2条第1項において「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築」と規定されている。

この点、アセス法において実施する事業の「一連性」は、工事の実施場所や時期によるものではなく、当該事業の目的が同一であり、かつ、構想及び決定の時期が同一か否か等により、総合的に判断されるものと解釈される。なお、この考え方は、令和元年のアセス法の逐条解説（「逐条解説 環境影響評価法」（ぎょうせい、改訂版、令和元年）。以下同じ。）において明記されている。

発電所に係る環境影響評価その他の手続（以下「環境アセスメント手続」という。）は、アセス法及び電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電事法」という。）において規定されており、事業者が電事法第48条に基づき、経済産業大臣（産業保安監督部長等）に工事計画又はその変更を届出する際に、経済産業大臣は環境アセスメント手続の適切な実施を確認している。

発電所に関して「一連性」がある事業とは、発電所の特性を踏まえれば、「同一発電所に係る同一工事に該当するもの」と考えられる。この考え方を具体化し、事業者の予見可能性を高めるため、平成25年に経済産業省は「工事計画届出等又は環境アセスメントの要否の判断に係る『同一発電所』及び『同一工事』に該当するか否かの判断の目安について」（平成25年4月経済産業省電力安全課。以下「判断の目安」という。）を策定し、経済産業省電力安全課（本省）から経済産業省産業保安監督部へ発出するとともに、経済産業省ホームページにおいても公表した。

近年、太陽電池発電所及び風力発電所の開発に参画する事業者数が増加し、その事業形態や土地利用、構造等の多様化が進んでおり、現行の「判断の目安」における記載ぶりだけでは具体化が必ずしも十分ではないとの指摘もある。

今般、こうした背景を踏まえて、太陽電池発電所及び風力発電所に係る環境影響評価（以下「環境アセスメント」という。）について、「判断の目安」をより精緻化・明確化することを通じて、事業の「一連性」を判断する目安を明らかにすることとした。

2. 本資料の位置づけ

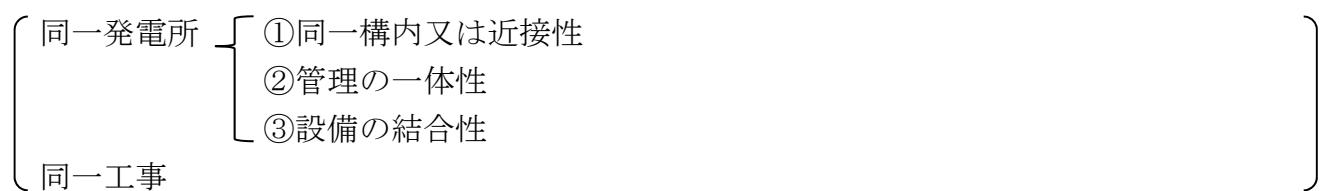
「判断の目安」は、事業者の予見可能性の観点から、アセス法第2条第1項に規定されている事業の「一連性」の解釈について、発電所の特性を踏まえて具体的な目安を示したものであり、国及び事業者において環境アセスメントの要否の判断に際し、広く使用されている。

本資料は、「判断の目安」が対象とする工事計画届出等又は環境アセスメントの要否の判断に係るものうち、「太陽電池発電所及び風力発電所に係る環境アセスメント」に対象を限定し、両発電における事業形態や土地利用、構造等の多様化を踏まえ、「判断の目安」における各要素に係る考え方やその重みづけをより精緻化・明確化した解釈を示すものである。（なお、本資料は、太陽電池発電所及び風力発電所に係る「工事計画届出等の要否」を判断する目安としての「同一発電所」及び「同一工事」の考え方について記述するものではない。）

3. アセス法第2条第1項と「判断の目安」との関係

アセス法の逐条解説によれば、同法第2条第1項の「事業の一連性」は、「事業目的の同一性」及び「構想及び決定の時期の同一性」等により総合的に判断されるとされている。

1. で述べた通り、「判断の目安」は、この「一連性」について、発電所の特性を踏まえて具体的な目安として整理したものであり、以下のように構成されている。また、事業目的や構想及び決定の時期が同一か否か等を総合的に判断し、事業の「一連性」を判断するに当たっては、まずは以下の①～③の各要素を踏まえ、「同一発電所」とみなされるか否かを判断し、その上で「同一工事」の条件に合致するかを検討する。これらを踏まえて、当該事業の「一連性」を総合的に判断する。



4. 「判断の目安」の各要素の精緻化・明確化

(1) 総論（総合判断と各要素の重みづけ）

本資料は、「判断の目安」を可能な限り精緻化・明確化したものであり、これを広く公表する意義は、環境アセスメントの要否を判断する際の事業者の予見可能性を高めることにある。しかしながら、現状においても事業形態や土地利用、構造等は多様であり、また将来的にも新たな事

業・設備形態が出てくる可能性があることを踏まえれば、4.(2)以降において明記されていない要素も考慮すべき場合が生じる可能性がある。そのため、アセス法第2条第1項に規定する事業の「一連性」の判断に当たっては、「判断の目安」及び本資料に記載されている内容を最大限活用しつつ、「総合的に判断」されることとなる。

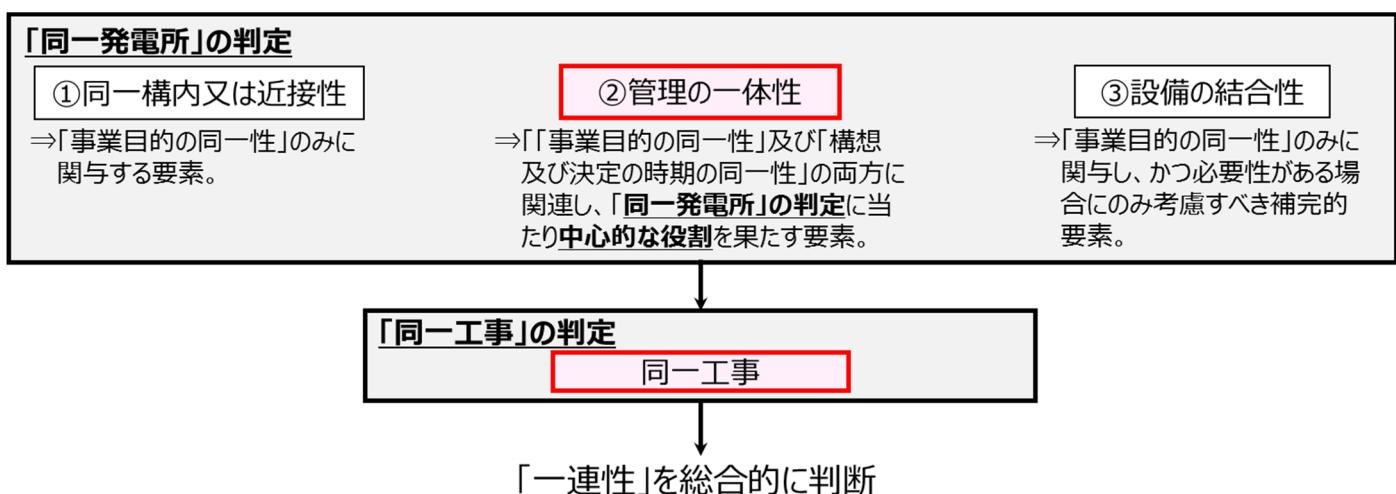
事業者においてアセス法に基づく環境アセスメントの要否の判断に疑義が生じ得る場合は、事業の手戻り防止の観点からも、事前かつ幅広に経済産業省産業保安グループ電力安全課に相談されたい。

「同一発電所」か否かを判断する①～③の各要素にも下記のとおりそれぞれ意味合いを持たせており、これらを考慮に入れ、「同一発電所」と考えられるかを検討する。

①同一構内又は近接性：「事業目的の同一性」のみに関与する、「同一発電所」の判定における要素。

②管理の一体性：「事業目的の同一性」及び「構想及び決定の時期の同一性」の両方に関連し、「同一発電所」の判定に当たり中心的な役割を果たす要素。

③設備の結合性：「事業目的の同一性」のみに関与し、かつ必要性がある場合にのみ考慮すべき、「同一発電所」の判定における補完的要素。



(2) 同一発電所

①同一構内又は近接性

太陽電池発電所の設備は、太陽電池アレイ・集電箱・P C Sが一体的に配置されて構成されるものである一方で、当該一体設備同士の間は一定の距離を置くことも可能である。このように、太陽電池発電所は、設備構成上、発電設備間に一定の距離を置くなど、配置を柔軟に変更することが可能であることを踏まえれば、さくやへい等で区切られた「同一構内」にある場合は当然として、（「同一構内」とは言えなくとも）互いの「近接性」が認められる場合には本要素を満足していると判断される。

風力発電所については、風況の乱れた領域への風車の配置はできるだけ避ける等、風車間に一定の離隔距離が必要であるため、互いの「近接性」によって本要素を満足しているか判断することが適当である。

なお、互いの発電所間に近接性が認められる場合であっても、管理の一体性が認められない場合には、同一発電所には該当しない。

設備間の距離は、電気的な制約等に依らない事由も多々あるため、「近接性」を絶対値により具体化することは困難である。

この点、太陽電池発電所については、例えば、同一市町村内に設備が設置されている場合や、隣接する市町村にわたって設備が設置されている場合であってそれらが大きく離れていないときを一つの目安としつつ、個別の事業の状況を見極めながら、判断していくことが適切である。

一方で、風力発電所については、顕著な卓越風向が出現しない立地においては、同一発電所内であっても風車間の離隔距離をローター直径の10倍程度確保する場合がある。したがって、近接性の判断に当たっては、このような実態を踏まえ、個別の事業の状況を見極めながら、判断していくことが適切である。

②管理の一体性

「判断の目安」では、「管理の一体性」について、法的な設置者や事実上の管理主体が同一であるなど、管理が同一者によるものかどうかを目安としている。

近年、再生可能エネルギー発電事業に特化した特別目的会社（S P C）が設立されるなど、事業主体の多様化が進んでいる。このような状況においては、例えば電事法における電気工作物の設置者といった法的・外形的な意味での管理主体のみならず、事業の管理運営を行う者や当該事業による利益が帰属する先としての「実質的な」管理主体を同定することが必要となる。

「管理の一体性」は、同一発電所か否かを判断するための核となる要素であり、例えば以下のようないい情報を基に判断する。

<実質的な管理主体を確認するために有用な情報（例）>

- ・関係者との契約書類、事業者及び関係者の定款・設立時期・沿革・代表者等
- ・関係者（用地交渉、行政手続、工事計画、事業の管理運営、施工等）
- ・出資者、資金調達先、財務関連情報
- ・各種行政手続（固定価格買取制度に基づく事業計画の認定（以下「F I T認定」という。）、林地開発許可等）の時期、F I T認定取得主体 等

環境アセスメントは、事業者自身がその要否について判断するため、その判断は事業の変遷の中で都度行われるものである。それに加えて、現行制度上、経済産業大臣が工事計画届出等の受理の段階で環境アセスメントの要否（一連性の有無も含む。）を確認することとなっている。「実質的な」管理主体を見極めるためにも、事業の組成段階からの変遷等を調べることは有用である。

例えば、環境アセスメント手続に着手しているか否かにかかわらず、当初は一連性があるものとして進められた事業について、複数事業へ分割する場合において、実態としては、譲渡先企業が譲渡元企業と資本関係等が継続していたりする場合や、分割された各事業の関係者（上記参照）が共通である場合など、「実質的な」管理主体が同一であり、「管理の一体性」があると認められる可能性がある。このように事業分割を行っている場合において、当該事業について「管理の一体性」がなくなったときは行政庁の判断が可能となるよう事業者において合理的な説明を行う必要がある。

③設備の結合性

太陽電池発電所及び風力発電所においては、設備構成上、発電設備間に一定の距離を置くなど、配置を柔軟に変更することが可能である一方で、付帯設備（変電設備、電力系統への送電等に必要な設備等）は1発電所当たり1つとなる場合が多い（ただし、電力系統側の事由等により、分割して送電せざるを得ない場合もある。）。設備構成上の制約がある等の合理的な理由が無いにもかかわらず、あえて付帯設備を分割していると疑念を抱かれかねない設備については、その理由を詳細に確認する必要がある。

なお、4.（1）の通り、太陽電池発電所、風力発電所いずれの場合であっても、本要素は「同一発電所」に該当するか否かを判断するに当たり、必要に応じて考慮される補完的要素である。

（3）同一工事

太陽電池発電所及び風力発電所の工事期間は立地状況や規模によるが、FIT認定を得た事業計画に係る発電所の運転開始期限等も加味すると、通常の一体的な工事であれば、（降雪等の自然環境要因を除けば）各作業の工程の空白期間は考えにくい。

「同一工事」は、発電所としての機能を具備するために必要十分な諸工事の総体と考えられる。例えば、発電設備（太陽電池アレイや風車）の設備容量に比して、付帯設備の容量が過大である工事計画は、計画された事業の全体の一部である可能性がある。

よって、「同一工事」に該当するか否かを確認するためには、各作業の工程に加え、発電設備の設置に係る様々な手続や契約関係の共通性（時期等）を確認し、その合理性を検討する。

また、事業計画全体は、関係者との調整や行政手続等の進捗により都度変更され得るものである。そのため、各時点の工事の計画のみならず、事業の組成段階からの計画の変遷等も考慮すべき場合がある。例えば、経済産業大臣が工事計画届出等を受理する段階では作業時期が異なる工事計画であっても、計画の初期段階においては同一工事であり、かつ、その後の工事内容等に大きな変更がない場合には、それらは実質的に「同一工事」として判断すべき可能性がある。

5. 補足

引き続き、太陽電池発電所及び風力発電所に係る事業・設備形態等の動向を不斷に調査し、その変化に適切に対応すべく、必要に応じて本資料の見直しを都度行っていくものとする。

以上